



年金生活者等支援臨時福祉給付金 高齢者向け給付金を支給します

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

高齢者向け給付金は所得の少ない高齢者への支援と高齢者世帯の所得全体の底上げ、平成28年前半の個人消費の下支えとして支給する給付金です。支給対象者と思われる人には申請書をお送りしています。

高齢者向け給付金

■申請期間・申請書発送

案内の発送を4月下旬、申請受付を5月9日(月)から予定していましたが、今回の平成28年熊本地震のため、延期します。

案内の発送日、申請期間は後日あらためてご案内します。

■対象者 次の全てに当てはまる人

- ・平成27年1月1日現在で町内に住民票がある人
- ・平成27年度の町民税が課税されていない人
- ・平成29年3月31日までに65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

※町民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人、平成27年1月1日から給付金交付決定までに死亡した人は対象になりません。

■支給額 対象者1人につき3万円(1回のみ)

■申請方法

①同封の返信用封筒で郵送申請

②直接申請

- ・菊陽町役場 福祉課 地域福祉係
- ・西部支所
- 必要書類
- ・申請書
- ・本人確認書類(住基カード・免許証・保険証・パスポートなどの写し)
- ・振込先口座の通帳の写し(平成27年度の臨時福祉給付金を受給された人で、同じ口座への振り込みを希望する場合は不要です)

※代理申請の人は追加の添付書類があります。

■注意事項

必要な書類が漏れている場合は支給できません。申請期間は市区町村で異なります。振り込み詐欺や個人情報のだまし取りにご注意ください。



詐欺被害に遭わないための防犯対策

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

災害やマイナンバー制度、高齢者向け給付金などの制度に便乗した詐欺が発生する可能性があります。おかしいなと思ったら家族や知人、消費生活相談窓口や警察に相談してください。

災害に便乗した詐欺

①家の修理に関するトラブル

家の一部が破損してしまった。突然、業者が家に来て、「早く工事をしないと大変なことになる」と言われ、不安になり、その場で契約した。

②「行政から補助金が出る」と震災後のリフォーム工事の勧誘が横行しているようだ。

③「北海道産のカニを半額で買わないか、売上金の一部を震災の義援金にする」との電話勧誘があった。

マイナンバー制度

①「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらい必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪に

なあって逮捕される」などと言われ解決するためのお金を要求された。

高齢者向け給付金

①自宅や職場などに市区町村や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便が届いた。

②支給のための手数料を要求された。

被害に遭わないために

- 必要のない場合には、きっぱり「いりません」と断る
- 動揺しない、慌てない
- 不審な電話はすぐに切り、事実確認をする。
- 詐欺かもしれないと疑う
- その場で契約をしない
- すぐにお金を振り込まない
- お金を振り込む前に、自分の家族や親せき、友人、警察に相談する。

健康で豊かな生活を送るための調査 国民生活基礎調査

皆さんが健康で明るく豊かな生活を送るために、厚生労働省が毎年実施する大変重要な調査です。県が任命した調査員が顔写真付きの調査員証を携帯し、各世帯を訪れます。

ご協力をお願いします

- 調査基準日 6月2日(木)、7月14日(木)
- 対象地区 全国5,530地区、県内120地区
- 調査内容 保健、医療、福祉、年金、所得などの状況
- 利用方法 調査票は統計数値としてまとめられ、少子高齢化対策、健康づくり、就業対策、福祉対策、医療保険・年金制度運営などの資料として有効に活用されます。
- 問い合わせ 菊池保健所 総務企画課 ☎0968(25)4156

全ての事業所・企業が対象 経済センサス—活動調査

6月1日を基準日とする「平成28年経済センサス—活動調査」が行われます。経済活動の状態を地域別に明らかにすることが目的で、全ての事業所と企業が対象です。

調査員が訪問します

調査書類をお持ちしますので、インターネットか調査票で回答してください。調査情報は統計以外の目的で使いません。調査員には守秘義務もありますので、安心して回答してください。

かたり調査に注意

調査員は「調査員証」と「腕章」を携帯しています。調査員になりました「かたり調査」には十分ご注意ください。

- 問い合わせ 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112



将来の年金を増やしたい人へ

国民年金の付加年金制度

付加年金制度を利用できるのは国民年金第1号被保険者または国民年金任意加入者(日本国内居住者のみ)です。届け出た月から開始し、加入・脱退はいつでもできます。

付加保険料は月額400円

定額保険料(平成28年度)
16,260円 + 付加保険料400円

付加年金の受給額(年額)は 200円×付加保険料を納付した月数



■付加保険料を10年納付した場合

- ・付加保険料の納付総額
400円×120月(10年) = 4万8千円
- ・付加年金額
200円×120月(10年) = 2万4千円

■注意事項

- ・付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。
- ・納付期限を過ぎると納付ができなくなります。
- ・国民年金基金加入者は付加年金に加入できません。国民年金基金は公的個人年金です。

■問い合わせ

- 【付加年金】 町民課 年金係 ☎(232)4914
- 【国民年金基金】 国民年金基金 ☎0120(65)4192

